横浜市道路占用料減免取扱要領の一部改正について

１　趣旨

　　本市では、横浜市道路占用料条例第６条に基づく占用料の減免について、横浜市道路占用料減免取扱要領（以下「要領」という。）の定めるところにより行っています。

　　今回、「２　改正内容」に記載の内容について、要領の一部改正を予定しております。

２　改正内容

（１）道路協力団体が業務として行う道路占用を免除可能とする項目の追加

　　ア　改正箇所

　　　　減免取扱要領（別表－１）　条例第６条第１項第５号に該当するもの（21）

　　イ　改正理由

　　　　国と同様の取扱いとするため。

（２）自動運行補助施設を免除可能とする項目の追加

　　ア　改正箇所

　　　　減免取扱要領（別表－１）　条例第６条第１項第５号に該当するもの（22）

　　イ　改正理由

　　　　国と同様の取扱いとするため。

（３）バス停留所上屋への添加広告を減額可能とする項目の追加

　　ア　改正箇所

　　　　減免取扱要領（別表－２）　条例第６条第１項第５号に該当するもの（8）

　　イ　改正理由

　　　　国と同様の取扱いとするため。

（４）根拠法令の修正・記載表現の簡素化

　　ア　改正箇所

　　　　減免取扱要領（別表－２）　条例第６条第１項第５号に該当するもの（9）

　　　から（17）

　　イ　改正理由

　　　　今回改正による項番号のすれを解消するため。

（５）第３セクター地下鉄事業者の占用料について減額可能とする項目の追加

　　ア　改正箇所

　　　　減免取扱要領（別表－２）　条例第６条第１項第５号に該当するもの（18）

　　イ　改正理由

　　　　国と同様の取扱いとするため。